

第三管区海上保安本部公示第6号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年2月2日

第三管区海上保安本部長

羽山 登志哉（公印省略）

鹿嶋市平井 鹿嶋港北航路、鹿嶋港中央航路、平井地区（港内・港外）
の水路測量

- 1 測量計画者 茨城県鹿嶋港湾事務所
茨城県神栖市東深芝13
- 2 測量実施者 株式会社ダイコウ測量設計
茨城県行方市行方2108番地の1
- 3 測量期間 令和6年2月10日から令和6年3月30日
- 4 測量区域 別添測量区域図のとおり
- 5 実施方法 位置はGNSSを使用、音響測深機による測深を行う。
- 6 その他 イ 水路測量を行っている船舶は、水路業務法第17条に基づき水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。
ロ 三管区水路通報により周知する。

位置图

平井地区

中央航路地区

北航路地区

